電波型式が新表示に②

~免許状での略記号化および申請書の記入例など~ 平成16年1月13日から実施

電波型式の表示方法は、1979年の国際会議において大幅に改められましたが、様々な事情から我が国のアマチュア局に対してはこれまで適用されていませんでした。

総務省では、アマチュア局の運用形態の変化やデジタル技術の導入などのニーズを受けて、様々な規定を改正して行く中で、電波型式の表示および無線局免許状への表記方法を平成16年1月13日から改正することとしました。

1 電波型式を決める規則

電波型式は、[アルファベット・数字(例外もある)・アルファベット]の3文字で構成され、それぞれの文字の意味は、次の表のとおりです。

表1 構成の基本

			I		T		
第1文字			第2文字	第3文字			
主挑	主搬送波の変調の型式		主搬送波を変調する信号の性	<u></u> 賃	伝送情報の型式		
無変	三調	N	変調信号無し	0	無情報	N	
	両側波帯	Α	│ │副搬送波を使用しないデジタ		電信(聴覚受信)	Α	
	単側波帯・	Н	ル信号の単一チャネル	1	電信(自動受信)	В	
 振	全搬送波		副搬送波を使用するデジタ	_	ファクシミリ	С	
	単側波帯・	D	ル信号の単一チャネル	2	データ伝送・遠隔	D	
変	低減搬送波		アナログ信号の単一チャネル		測定・遠隔指令	ט	
調	単側波帯・	J	アプログログの年 アドホル	3	電話(音響)	Е	
	抑圧搬送波独立側波帯						
] デジタル信号の 2 以上の] チャネル	7	テレビジョン (映像)	F	
	残留側波帯	С					
角	周波数変調	F	アナログ信号の2以上の	8	NからFまでの	w	
度	1-J 1/X XX XX II-J	'	チャネル		組合せ	•••	
変	変 位相変調 G						
調			1 N L O Z L D 5 G B O 1 .				
変調	振幅変調及び角度 変調を同時に又は D 一定の順序で変調		1 以上のアナログ信号のチャ ネルと 1 以上のデジタル信号 のチャネルの複合方式				
	之 • 7 州 宗 / 17 ° C · 交						

例えば、最もポピューラーな FMの電話は、

第1文字目 周波数変調 = F

第2文字目 アナログ信号の

単一チャネル= 3 第 3 文字目

伝送情報は電話 = F

ですから

F 3 E と表します

第1文字目には、この表に掲げるものの他に、パルス変調などもあります。 詳しくは、電波法施行規則をご覧ください。

また、国際条約では、原則として、この電波型式の前に、占有周波数帯幅の許容値を示す 4 桁の数字・文字も記載されることになっています。

この占有周波数帯幅は、数字と位どりを表す K 、M などの文字の組合せで表され、例えば500Hz→500H、3kHz→3K00、20MHz→20M0のように表示されます。

2 電波型式の表示の新旧と変調・通信方式の対比

これまで使用していた電波型式の表記は、その変調の方式や通信方式によって次の表のように新しい表示に変わります。

A 1A1Aキャリアの断続によるモールス符号の送信A 2AM, DSB, トーン信号を使用してモールス符号を送信A 2A2BAM, DSB, トーン信号(副搬送波)を使用するRTTYまたはPSK31A2DAM, DSB, トーン信号(副搬送波FSK, 副搬送波PSK)を使用するパケット通A 3A3EAM, DSBの電話A 3 AR3EAM, 低減搬送波, SSBの電話A 3 HH3EAM, 全搬送波, SSBの電話	租信
A 2A2BAM, DSB, トーン信号(副搬送波)を使用するRTTYまたはPSK31A2DAM, DSB, トーン信号(副搬送波FSK, 副搬送波PSK)を使用するパケット通A 3A3EAM, DSBの電話A 3 AR3EAM, 低減搬送波, SSBの電話	配信
A2DAM, DSB, トーン信号(副搬送波FSK, 副搬送波PSK) を使用するパケット通A3A3EAM, DSBの電話A3AR3EAM, 低減搬送波, SSBの電話	16
A 3 A3E AM, DSBの電話 A 3 A R3E AM, 低減搬送波, SSBの電話	租信
A 3 A R3E AM, 低減搬送波, SSBの電話	
,	
A 3 H H3E AM, 全搬送波, SSBの電話	
A 3 J J3E AM, 抑圧搬送波, SSBの電話(一般的なSSB)	
A 4 A3C AMのアナログFAX	
A 5 A3F AM, DSBのATV (映像のみ)	
A 5 C C3F AM, VSBのATV (映像のみ)	
A 5 J	
A 9 A3E 抑圧搬送波DSBの電話	
A8W AM, DSBのATV(副搬送波で音声を同時に送出)	
A 9 C C8W AM, VSBのATV(副搬送波で音声を同時に送出)	
D3C FAX (副搬送波AM-PM-VSB, 主搬送波SSB)	
F1B RTTY(FSK,副搬送波FSK,主搬送波SSB)	
F1D パケット(FSK、副搬送波FSK、主搬送波SSB)	
G1B PSK31 (副搬送波PSK,主搬送波SSB)	
G1D パケット(PSK, 副搬送波PSK, 主搬送波SSB)	
F2A FM, トーン信号を使用してモールス符号を送信	
F 2 F2B FM, トーン信号(副搬送波)を使用するRTTYまたはPSK31	
F2D FM, トーン信号(副搬送波FSK、副搬送波PSK)を使用するパケット通信	
F3E アナログ音声	
F 3 F1E デジタル化音声, FSKでの送信	
G1E デジタル化音声、PSKでの送信	
F 4 F3C FAX (副搬送波FM, 主搬送波はSSB, FMどちらでも)	
F 5 F3F SSTV (副搬送波FM, 主搬送波はSSB, FMどちらでも)	
F5 FMのATV(映像のみ)	
F3C FAX (副搬送波AM-PM-VSB, 主搬送波FM)	
F8W FMのATV(副搬送波で音声を同時送出)	

- 注 1 これまでは、周波数変調、位相変調を区別していないところがあり、FSKもPSKも同じくF1としていましたが、FSKはF1、PSKはG1と区別するようになりました。
 - 2 モールス符号による通信は、受信側で符号をコンピュータ等により解析して表示、印字することも可能ですが、 伝送情報の型式の分類では自動受信とは考えないことになっています。 したがって、モールス符号の送信を自動的に、また高速でおこなう場合も、第3文字目は"A"とします。
 - 3 この表に掲げたものは一例であり、これが全てではありません。
- ※「無線局事項書及び工事設計書」の裏面「22 工事設計」の「発射可能な電波の型式,周波数の範囲」の欄には,この新表示記号で記載します。

3 免許状に記載される電波型式の略記号化

申請するアマチュア無線局側は、工事設計書には新しい表示方法の電波の型式で記載しますが、交付される無線局免許状には、電波の型式をグループにまとめて記号を割り当て、そのグループに含まれる電波の型式が一つでもあれば、割り当てた略記号で記載(指定)されるようになります。

アマチュア局が申請書類の「21 希望する周波数の範囲,空中線電力,電波の型式」の電波の型式欄を記入するときも、新しい電波の型式ではなく、この略記号等を使用することになります。

この、新旧の電波の型式と略記号の関係は、次の表(次のページ)のとおりです。

21希望する周波数の範囲,空中線電力,電波の型式									
周波数帯 空中線電力		[[力	電波の型式						
	,		,	この欄には <i></i>					
	,		•	● 略記号で					
	,		,	, , , ,					

略記号に含まれないものはそのまま書きます。

22工事設計	第 送信機	
変更の種別		
技術基準適合		
証明番号		
発射可能な	この欄は	
電波の型式,		
周波数の範囲		

平成**1**5年中は「 こちら

平成16年からは こちらを使います。

•		■ こりりを使いまり。
②希望する欄に 使う略記号等	③略記号に含まれる 電波型式・旧表示	④略記号に含まれる 電波型式・新表示
A1A	A1	A1A
4HA	A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F1 F4 F5	A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E
ЗНА	A1(十4HAを含む)	A1A (十4HAのもの)
4HD	A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F4 F5	A3C A3E D3C F3C F3F H3E J3E J3F R3E
3HD	A1(十4HDを含む)	A1A(十4HDのもの)
A1A	A1	A1A
4HA	A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F1 F4 F5	A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E
ЗНА	A1(十4HAを含む)	A1A (十4HAのもの)
2HC	A1 F1	A1A F1B F1D G1B G1D
2HA	A1 A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F1 F4 F5	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E
ЗНА	A1(十4HAを含む)	A1A (十4HAのもの)
4HA	A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F1 F4 F5	A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E
ЗНА	A1(十4HAを含む)	A1A (十4HAのもの)
4VF	F1 F2 F3	F1D F1E F2D F3E
3VF	F2(十4VFを含む)	F2A F2B (十4VFのもの)
4VA	A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F4 F5(十4VFを含む)	A3C A3E D3C F1B G1B G1D G1E F3C F3F F8W H3E J3E J3F R3E (+4VFのもの)
3VA	A1(十3VF,4VAを含む)	A1A A2A A2B A2D (十3VF, 4VAのもの)
4SF	F1 F2 F3	F1D F1E F2D F3E
3SF	F2(十4SFを含む)	F2A F2B (+4SFのもの)
4SA	A3 A3A A3H A3J A4 A5 A5C A5J A9 A9C F4 F5 F9(十4SFを含む)	A3C A3E A3F A8W C3F C8W D3C D7D F1B F3C F3F F7D F8W G1B G1D G1E G7D H3E J3E J3F R3E(十4SFのもの)
3SA	A1 A2(十3SF,4SAを含む)	A1A A2A A2B A2D (十3SF, 4SAのもの)
	使う略記号等 A1A 4HA 3HA 4HD 3HD A1A 4HA 3HA 2HC 2HA 3HA 4HA 3HA 4VF 3VF 4VA 3VA 4SF 3SF	②希望する欄に 使う略記号等 電波型式・旧表示 A1A A1 A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F1 F4 F5 3HA A1 (+4HAを含む) A3 A3A A3H A3J A4 A5J A9 A9C F4 F5 3HD A1 (+4HDを含む) A1A A1

④欄の電波の型式が一つでもあったら、 ②欄の略記号を書きます

4 工事設計書と希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式の具体例

「22 工事設計」における発射可能な電波の型式、周波数の範囲等の記入例

22工事設計	第1送信機	第2送信機	
変更の種別			
技術基準適合証明番号			
発射可能な	F3E	F2D F3E	
電波の型式,	144MHz帯	144MHz帯	
周波数の範囲		430MHz帯	
変調の方式	リアクタンス変調	リアクタンス変調	
定格出力	20W	5W	

21希望する	空中線電	雹力,	電波	の型式			
周波数帯		空中線電力		電波の型式			
144M	,	20	,	4VF	,	•	,
430M	,	10	,	4VF	,	•	•
1							

電波型式の略記号は、F2Dがあってもなくても変わりません。

空中線電力は、定格出力が最大のもの(ここでは20W)で申請します。

22工事設計	第1送信機	第2送信機	
変更の種別			
技術基準適合証明番号			-
発射可能な	F2D F3E	A1A J3E	
電波の型式,	144MHz帯	F3E	
周波数の範囲	430MHz帯	144MHz帯	
変調の方式	リアクタンス変調	リアクタンス変調・	平衡変調
定格出力	20W	3W	,

	21希望する	5 居]波数の範囲	空中線電	冟力,	電波	の型式		
	周波数制	ř	空中線電力		電波の型式				_
•	144M	,	20	,	3VA	,	,	,	_
	430M	١,	20	ļ ,	4VF	,	,	,	
		1		ı					

144MHz帯では、空中線電力は、第1送信機の定格出力(20W)であっても、電波の型式の略記号は、第2送信機で発射可能な電波の型式A1Aを含むため略記号(3VA)で申請することになります。

22工事設計	第1送信機	第2送信機	
変更の種別			
技術基準適合証明番号			
発射可能な 電波の型式, 周波数の範囲	A1A 1.9 MHz帯 A1A F1B F1D 10 MHz帯 A1A J3E 3.8 MHz帯 A1A J3E F1B F1D 3.5 MHz帯 7 MHz帯 14 MHz帯 18 MHz帯 21 MHz帯 24 MHz帯 A1A J3E F1B F1D	F2D F3E 430 MHz帯 1200 MHz帯	
	F3E 28 MHz帯		
変調の方式	リアクタンス変調 平衡変調	リアクタンス変調	
定格出力	50W	430MHz帯 5W 1200MHz帯 1W	

21希望する	空中線電	力,	電波の	り型式			
周波数带	r i	空中線電	カ	電	波の	型式	
1.9M	,	50	 •	A1A	,	•	,
3.5M	,	50	٠,	ЗНА	,	,	,
3.8M	,	50	,	3HD	,	•	•
7M	٠,	50	¦ •	ЗНА	•	•	,
10M	١,	50	 •	2HC	,	•	•
14M	,	50	•	2HA	•	•	,
18M	,	50	, ,	ЗНА	,	•	•
21M	,	50	•	ЗНА	,	•	,
24M	,	50	,	ЗНА	•	•	•
28M	,	50	ļ ,	3VA	•	•	•
430M	,	10	 •	4VF	,	•	•
1200M	•	10	. •	4SF	,	•	,

A1Aしか免許されない周波数帯では、略記号はありません(1.9MHz帯及び4,630kHz)

電波の型式の組合せが同じでも、周波数帯によって 略記号が異なります。(14MHz帯と他の周波数帯、 430MHz帯と1200MHz帯)

5 申請内容によって、提出先は2通りに分かれます

申請書類の提出先は、申請する無線機の種類によって、申請者を管轄する総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む)、またはTSS株式会社の2つに分かれます。

● 直接、総合通信局へ提出する場合

技適ラベルがついた機種だけで、開局、取り替え、 増設する場合は、申請者の無線局を管轄する総合通 信局へ書類を提出してください。その場合には、右 図のとおり、「22 工事設計」の技術基準適合証明番 号の欄を記載することにより「発射可能な電波の型 式、周波数の範囲」から「終段管」の電圧まで記載 の省略ができます。

また,住所変更等,200Wを超える手続きも直接,総合通信局へ提出することになります。

22	工事設	:計		——— 第1词	 送信機			—— 第 2 i	 送信機
3	変更の種別 取替 増設 撤去 変更						取替	増設	撤去
技術	i基準適合	証明番号	KI	103	3015	61			
電	急射可能 記波の型 引波数の	过式、		在打言用完个有	(支面)证明美)言发				
2	変調の	方式		T O C JIDANS	言奏ながれ				
	定格出	力	¥ XX						
終	名称	個数		Į.	います。				
段管	電	圧			9,	v			
送	信空中紡	象の型式	単一型,八木型						
そ	の他のエ	事設計	電波法	去第3	章に規	定する	条件に	合致し	てい

● TSS経由の場合

開局・変更申請するトランシーバーに技適ラベルがない、または技適機種に付属装置などを取りつけるか、そのほかの機種で無線設備を変更等する場合は、TSS(株)へ保証願書ほかを提出します。

〒112-0011 東京都文京区千石 4 -22-6 TSS株式会社保証事業部 ☎ 03-5976-6411 (代)

6 申請用紙は変更ありません

電波型式の表示及び無線局免許状への表記方法が変更になりますが、従来から連盟で発行している開局・変更 再免許用紙はそのまま使用できます。申請書様式の変更はありません。